

議案第 2 2 号

東京都板橋区立ふれあい館条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 1 4 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立ふれあい館条例の一部を改正する条例
東京都板橋区立ふれあい館条例（昭和 4 4 年板橋区条例第 1 3 号）の
一部を次のように改正する。

別表第 2 仲町ふれあい館の部、徳丸ふれあい館の部及び志村ふれあい
館の部中「機能回復訓練室」を「運動室」に改める。

別表第 3 の 2 個人利用の施設の部仲町ふれあい館の款浴室の項の前に
次のように加える。

運動室	利用 1 回につき 1 5 0 円
-----	-------------------

別表第 3 の 2 個人利用の施設の部徳丸ふれあい館の款浴室の項の前に
次のように加える。

運動室	利用 1 回につき 1 5 0 円
-----	-------------------

別表第 3 の 2 個人利用の施設の部志村ふれあい館の款機能回復訓練室
の項中「機能回復訓練室」を「運動室」に改める。

付 則

この条例は、板橋区規則で定める日から施行する。ただし、別表第 2
の改正規定（志村ふれあい館の部に係る部分に限る。）及び別表第 3 の
2 個人利用の施設の部志村ふれあい館の款機能回復訓練室の項の改正規
定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

仲町ふれあい館及び徳丸ふれあい館の機能回復訓練室を運動室に改め
るとともに、運動室の個人利用に係る使用料を定めるほか、所要の規定
整備をする必要がある。